法務局における遺言書の保管等に関する法律について

〇自筆証書遺言に係る現状と課題

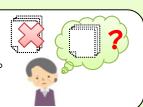
現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- 遺言書が紛失・亡失するおそれがある。 相続人により遺言書の廃棄, 隠匿, 改ざんが行われるおそれがある。
- これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

公的機関で遺言書を 保管する制度を創設



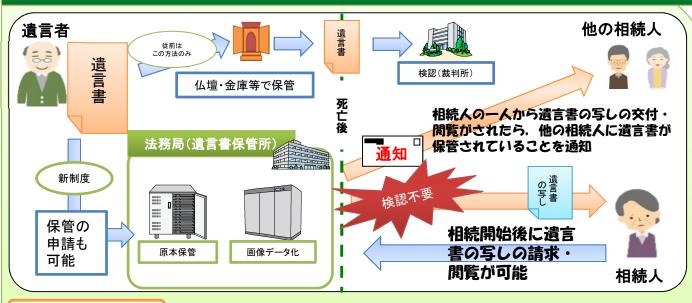
【法務局で保管する利点】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能





〇法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



効果

遺言書の紛失や隠匿等の防止 遺言書の存在の把握が容易



・遺言者の最終意思の実現 •相続手続の円滑化

